

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・**縮減**）

（農林水産省）

制度名	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等			
税目（条文番号）	贈与税、相続税（措法第 70 条の 4、第 70 条の 6）			
見直しの内容	<p>贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受ける農地等（以下「特例農地等」という。）が非農地化（耕作放棄など所有者の不作为により農地が農地以外の土地となったことをいう。以下同じ。）した場合に納税猶予期限を確定する手続を執ることが可能となるよう、納税猶予期限が確定する場合の事由について所要の見直しを行う。</p> <table border="1" data-bbox="544 898 1453 982"> <tr> <td data-bbox="544 898 844 982">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="844 898 1453 982">贈与税： 49 百万円、相続税： 315 百万円 （▲1,200 百万円、▲60,600 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	贈与税： 49 百万円、相続税： 315 百万円 （▲1,200 百万円、▲60,600 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	贈与税： 49 百万円、相続税： 315 百万円 （▲1,200 百万円、▲60,600 百万円）			
廃止又は縮減の理由	<p>1 納税猶予制度は、贈与等により取得した農地等が農業の用に供されることを前提に認められている特例措置であり、制度の適用を受けている間に農業経営を廃止したり、特例農地等について譲渡、貸付け、耕作放棄又は転用等があった場合には、一定の例外を除き、納税猶予期限が確定する仕組みとされている。</p> <p>2 しかしながら、昨年の会計実地検査により、非農地化した特例農地等が存在することが判明し、同院から「農業委員会が特例農地等について非農地と判断した場合は、速やかに贈与税及び相続税の納税猶予を打ち切ることができるよう、適切な手続を整備すること」（平成 22 年度決算検査報告）と指摘されたところ。</p> <p>3 他方、現行の納税猶予制度においては、特例農地等が非農地化した場合に納税猶予期限を確定することが規定されていないため、その納税猶予期限を確定する手続を執ることができない。</p> <p>4 このため、農地の有効利用及び納税猶予制度の趣旨に即して、特例農地等が非農地化した場合に納税猶予期限を確定するため、その事由について見直すことが必要である。</p>			